八街市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

八 街 市 長 北村彰男

八街市条例第 27 号

八街市印鑑条例の一部を改正する条例

八街市印鑑条例（平成８年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１４条第３項中「第２条第７項に規定する個人番号カード」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加え、「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、第１４条第３項の改正規定中「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める部分は令和８年５月２７日から、「第２条第７項に規定する個人番号カード」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える部分は、令和８年６月１４日から適用する。